

水泳競技会における感染拡大予防ガイドライン

一般社団法人福島県水泳連盟

(2020年8月)

(2020年12月改定)

(2021年8月1日改定)

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）感染拡大防止をしながら大会を運営するには、選手、チームスタッフ、大会関係者の皆様のご理解とご協力が必要不可欠です。一人一人が自覚と責任を持って行動し感染防止に努めてください。

本ガイドラインは、（公財）日本水泳連盟が作成した「水泳競技会の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン・2021年3月16日改訂」に基づき作成しました。

【主催者・施設管理者が実施すべき事項】

1 要項の準備

(1) 競技会要項・二次要項等で、感染拡大予防に関する下記の周知を行う。

入館2週間において以下のいずれかの事項に該当する場合は、入館の見合わせを求めること。

- ・平熱を超える発熱
- ・咳、喉の痛みなどの風邪の症状
- ・だるさ（倦怠感）息苦しさ（呼吸困難）
- ・臭覚や味覚の異常
- ・身体が重たく感じる、疲れやすい等の症状
- ・新型コロナウイルス感染症陽性とされた方との濃厚接触がある場合
- ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- ・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航または当該在住者との濃厚接触がある場合

(2) 入館者の健康管理に関する「健康チェック表」を事前に記入できるよう準備する。

(3) 「健康チェック表」の管理方法・保管期間について確認する。

(4) 厚生労働省から提供を受けている、新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)や、各地域で取り組まれている通知サービスの活用を促す。

2 施設の準備、対応について

(1) 【選手・監督・コーチが遵守すべき事項】および【主催者・施設管理者が実施すべき事項】について、施設内の適切な場所に掲示する。

(2) 入場・待機・受付時の対応

- ①「選手の時間差入場」「待機人数の削減」「人との距離を考慮した目印の設置(2m以上)」「競技役員と選手の入退場動線を分ける」等、密になる状況を避ける措置をとる。
- ②障がい者や高齢者など、入場者の特性に配慮して対応する。
- ③「マスクの着用」「大声での会話」「対面姿勢での会話」等について注意する。
- ④主催者は、選手・コーチ・スタッフに対し、必要に応じてマスクを提供する。
- ⑤入場時に手指消毒剤を使用させ、「健康チェック表」を確認し受理する。
- ⑥非接触型体温計を使用して発熱者を特定し、入場を制限する。再検温は、隔離した場所で5分間休息後、接触型体温計で腋窩体温を計測する。
- ⑦受付では、フェイスシールド・アクリル板・透明ビニールカーテン・手袋等を準備して対応する。

(3) 洗面所（手洗い場）・トイレ

- ①洗面所（手洗い場）に、石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意する。
- ②「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること。

③手洗い後に使用するペーパータオル（使い捨て）を必要に応じて用意する。（利用者にマイタオルの持参を求めても良い。共用の布タオルや手指を乾燥させる設備については使用させないようにする）

④手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意する。

⑤トイレ内で複数の利用者が触れると考えられる箇所（ドアノブ、水洗トイレのレバー、スイッチ類など）については、こまめに消毒すること。

⑥トイレの蓋を閉めてから汚物を流すように表示する。

⑦利用者が密な状態になる恐れある場合は、入場制限や、使用する洗面所・トイレをひとつ置きにするなどの措置を取る。

（４）招集所・招集所前の待機スペース・更衣室

①広さにはゆとりを持たせ、他の利用者と密になることを避ける。（障がい者の介助を行う場合は除く）

②ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する利用者の数を制限する等の措置をとる。

③招集所内の椅子の間隔を保ち、対面姿勢を取らないように配置する。

④招集所・招集所前の待機スペースでは、最少人数での選手待機とする。

⑤室内またはスペース内で複数の入場者が触れると考えられる箇所（ドアノブ・ロッカーの取手・テーブル・イス等）については、こまめに消毒する。

⑥換気扇を常に回す、換気用の小窓をあける等、換気に配慮する。

⑦招集所入り口・招集所内、招集所前の待機スペースに、アルコール等の手指消毒剤を用意する。

⑧招集デスクでは、非接触型体温計・フェイスシールド・アクリル板・透明ビニールカーテン・手袋等を準備して対応する。

⑨招集所でもマスクを着用させるが、招集所からプールに出るときはマスクを外して服内のポケットか袋に入れさせる。（マスクは選手イス・脱衣ボックスに直接置かない）

⑩招集所では案内板等を活用し、競技役員の指示は必要最低限とする。

⑪更衣室内のロッカーは使用禁止とする。

⑫ドライヤー使用を禁止する。

（５）練習時の対応

①朝の練習時は、チームごとに「時間帯を分ける」「使用レーンを分ける」など、密な状況を避ける措置を執る。

②「各レーン内で待機する場合」「スタート練習で並ぶ場合」は、2 m以上の間隔を保つ、会話を控える、咳エチケット等の指示をする。

③決勝競技前の練習では、決勝進出者の使用に限定するなどの対策をとる。

④選手に対して、泳ぐとき以外のマスク着用を徹底する。

⑤唾や痰を吐くことは極力行わない。

⑥コーチの大声での指示、笛の使用、コーチ同士の会話を控えるよう徹底する。

⑦マスクを着用していない選手と会話するコーチ・スタッフは、マスク着用の上、フェイスシールド、またはアイガード・ゴーグルを着用させる。（トレーニング時も同様）

（６）選手控え場所、観客席の対応

①選手控え場所の適切な場所に、アルコール等の手指消毒剤を準備する。

②選手控え場所はゆとりを持って設置し、待機時は2 m以上の間隔を保つよう徹底する。

③当分の間、無観客とする。

④マスクの着用、大声での応援や会話は控えることを徹底する。

（７）換気

①換気設備を適切に運転し、定期的に窓を開けて外気を取り入れる等の換気を行う。

（８）ゴミの廃棄

①鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人

は、マスク・フェイスシールド・手袋を着用する。

②通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、入場前・退場後に清拭消毒する。

(9) 飲食について

①食事場所は、人との間隔を保つことができる場所、換気が適切な場所を設定する。

②屋外も含めた複数の場所を設定、人数制限のための時間差設定などの措置をとる。

③選手及び役員が食事を摂取する際は、個別に摂取する。やむを得ない場合には十分な距離をとり、対面しないように摂取する。また、食事中の会話は控えるようにする。

④対面式のテーブルなどでは、一方向のみの使用とするかパーティション等の使用を検討する。

(10) 開会式・閉会式・表彰式について

①3密を回避した方法であれば実施可能とするが、できる限り短時間で行う。

②人との距離を十分に保ち、選手・プレゼンターはマスクを着用する。

③メダル・賞状の贈呈はよいが、メダルはプレゼンターが贈呈せず、選手がプレートからメダルを取り自分で首にかける。事前に手指消毒をし、握手・抱擁は行わない。

④記念撮影時にはマスクを外しても構わないが、会話・握手は控える。

⑤表彰時は、自分の表彰台にとどまること。(3人が1つの台に集まることは控える)

(11) 競技終了後

①チーム全体で退館するのではなく、自分のレース終了後に個々に退館する。

②ミーティング等は行わないように徹底する。

3 競技役員について

(1) 打ち合わせ事項については、インターネット等で事前に周知する。

(2) 当日の打ち合わせは必要最低限とし、掲示板等を活用する。

(3) 注意事項については、競技役員控え場所に掲示する。

(4) 競技役員椅子の配置(審判長・出発・泳法・折返・計時・記録・通告等)については、椅子の間隔を保つように設置する。

(5) 本部席の配置と仕切り(アクリル板・透明ビニールカーテン等)の措置をとる。

(6) 競技役員交替時の待機は短時間とし、密にならないようにする。

(7) 競技役員の交替時に、トランシーバー・半自動グリップ・ストップウォッチ・マイクなどの消毒を行う。

(8) マスクを着用しない選手と対面する競技役員や近くにいる競技役員は、マスクに加えフェイスシールド、またはアイスガード・ゴーグルを着用し、目からの飛沫感染を防ぐことを推奨する。

4 全般的な対応

(1) チェックリストについて、遵守されているか定期的に巡回・確認する。

(2) 必要な取り組みを適宜付加し、場内アナウンス・電光掲示等で徹底を図る。

(3) 障がい者や高齢者など、利用者の特性に配慮する。

(4) 退場後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告するよう周知する。報告後の対応については、施設管理者・自治体の衛生部局とあらかじめ検討しておく。

【選手・監督・コーチが遵守すべき事項】

1 入館前

(1) 入館前2週間において以下のいずれかの事項に該当する場合は、出場を見合わせる。

- ・平熱を超える発熱

- ・咳(せき)、のどの痛みなどの風邪の症状

- ・だるさ(倦怠感)、息苦しさ(呼吸困難)

- ・ 臭覚や味覚の異常
 - ・ 身体が重たく感じる、疲れやすい等の症状
 - ・ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
 - ・ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ・ 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航または当該在住者との濃厚接触がある場合
- (2) 「健康チェック表」に必要事項を記入し、持参すること。
 - (3) 水泳用具・飲食物・ストレッチマット等は、専用の物を用意し共用しないこと。
 - (4) 会場までの交通機関内で、マスクの着用、人との距離、座席間の距離、車内換気、会話などに留意すること。
 - (5) 厚生労働省から提供を受けている、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を活用できるように準備する。COCOA を入れている場合は、電源を ON にした上で Bluetooth を有効にすること。

2 水泳場

- (1) 入場から退館時までの全ての場面で、人との距離（2 m 以上）をとって行動すること。
（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）
- (2) 練習時に、各レーン内で待機する場合、スタート練習で並ぶ場合も、2 m 以上の距離を保つこと。
- (3) 選手控え場所・観覧席で、人との距離・座席間の距離を保つこと。
- (4) チームごとに、選手控え場所・観覧席の人数制限を周知し、徹底すること。
- (5) 泳ぐとき以外はマスクを着用すること。（更衣室・招集所・選手控え場所・観覧席・プールサイド・トイレなど）
- (6) レース前にはずしたマスクは、服のポケットか袋に入れること。
（マスクは、選手イス・脱衣ボックスに直接置かない）
- (7) こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。
- (8) 大きな声での会話や応援はしないこと。コーチは練習時の大きな声での指示、ホイッスルの使用を控えること。レース・練習後のマスクをしていない選手との会話では、マスクに加えフェイスシールド、またはアイガード・ゴーグルを着用し、眼からの飛沫感染も防ぐこと。
- (9) 唾や痰を吐くことは極力行わないこと。
- (10) 飲食については、指定場所以外で行わないこと。
- (11) ドリンクの回し飲みはしないこと。
- (12) 飲みきれなかったドリンクを、指定場所以外に捨てないこと。
- (13) 選手は、自分のレース後、なるべく速やかに退館すること。
- (14) ミーティングは控えること。
- (15) 大会主催者・施設管理者が決めたその他の措置・指示について従うこと。

3 退館後

- (1) 大会後 2 週間以内に「新型コロナウイルス感染症を発症した」場合は、速やかに福島県水泳連盟に対して、濃厚接触者の有無等について報告すること。

【一般社団法人福島県水泳連盟事務局】

〒 960-1101

福島市大森字本町 1 4 番地

tel: 024-573-6253 fax: 024-573-6253

e-mail: swim-fukushima@ia8.itkeeper.ne.jp